

NPO等による復興支援事業（委託事業）の選定に係る審査要領

第1 趣旨

岩手県NPO等復興支援事業審査委員会設置要綱第2条第1号に基づき、NPO等による復興支援事業（委託事業）（以下「委託事業」という。）の実施団体を選定するに当たり、公正かつ適正な審査を実施するため、以下のとおり復興支援事業（委託事業）審査要領を定める。

第2 選定

委託事業の選定は、岩手県NPO等復興支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

第3 審査対象者

審査対象者は、委託事業企画提案募集要項のⅢ応募要件の条件を満たす団体のうち、県の指定する期日までに、指定した様式、方法で申し込んだ団体であること。

第4 審査方法

審査委員会は、次の各号に定める手順に基づき、応募書類一式及びプレゼンテーションの内容を総合的に判断し、協議により委託先を選定する。

なお、以下の手順により難しい場合は、審査委員会において協議のうえ、決定する。

- (1) 各審査委員は、応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答をもとに、別紙様式「NPO等による復興支援事業（委託事業）審査票（以下「審査票」という。）により、審査を行う。
- (2) 評価は、審査票の各項目に記載された点を満点とした絶対評価で行い、各審査委員それぞれ40点満点とする。
- (3) 順位付けは、審査委員全員の個別評価を合計した総評価点により行うことを基本とし、審査委員ごとの評価点の順位による順位点も順位付けの参考とする。
- (4) 委託事業の選定は、原則として総評価点の7割以上とし、審査委員会の議論を経て決定する。
なお、事業内容の確認を要するものにあつては、その内容を確認した後に選定する場合がある。

第5 審査基準

審査は、次の基準により実施するものとする。

- (1) 企画提案内容が的確であること。
- (2) 事業を実施することによる効果が期待されること。
- (3) 事業を適正かつ確実に実施する運営能力を有していること。
- (4) 事業の積算が妥当で提案内容と整合性がとれていること。
- (5) 県及び関係機関と連携する体制が構築されていること。
- (6) その他特に優れた点があること。

NPO等による復興支援事業(委託事業) 審査票

岩手県NPO等復興支援事業審査委員会

団体名			1 企業とNPOとの岩手交流会・組織の共感力向上セミナー 2 首都圏企業とNPOとの交流会事業	
区分	評価項目	評価(a)	コメント	基準例
企画提案内容	企画提案内容が的確であるか	/5		「事業計画内容」、プレゼンテーションなどの内容から、 ・事業計画が目的に沿った的確な内容であると判断できるか
	スケジュールが適切であるか	/5		「事業計画内容」「スケジュール」やプレゼンテーションなどの内容から、 ・業務が円滑に進捗し、かつ期限内に完了するようにスケジュールが適切に組まれているか。
	事業実施による効果が期待されるか	/5		「事業効果」やプレゼンテーションなどの内容から、 ・提案された事業手法等は十分に実現可能なものか。 ・成果が期待されるか。
運営能力	事業実施能力があるか	/5		「実施体制」「事業に関わるスタッフ一覧」「事業に関する調書」「事業実績」などから、 ・業務を適切かつ確実に履行、達成するための人的体制及び管理方法が構築されているか。 ・「組織等に関する調書」などから、コンプライアンスへの取組みがなされているか。
	経営基盤が適切か	/5		「事業等に関する調書」「収支関係書類」などから、本事業の提案内容が確実・適切に遂行できる経済的基盤を有していると判断できるか
予算	見積りが妥当であるか	/5		「見積書」やプレゼンテーションなどの内容から、 ・経費が具体的に見積もられているか。 ・事業に要する費用の見積もりは、過大あるいは過小ではないか。
連携	県及び関係機関と連携する体制であるか	/5		「県及び関係機関と連携する体制」やプレゼンテーションなどの内容から、 ・行政との連携が適正に行われると判断できるか
その他	その他特に優れた点があるか	/5		
	合計得点	/40		採否ライン……28点／満点40点
総合的所見				

評価基準：審査は、審査項目ごとに5点満点で評価を行う。

5点：非常に評価できる、4点：やや評価できる、3点：普通、2点：あまり評価できない、1～0点：全く評価できない